

日進市電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が締結する電子契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子契約書 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録により作成する契約書（仮契約書、変更契約書及び請書を含む。）をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約をいう。
- (4) 契約担当者 日進市契約規則（平成元年規則第10号）第3条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (5) 契約者 日進市契約規則第3条第2号に規定する契約者をいう。
- (6) 電子契約サービス サービス提供事業者（市の委託に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）が契約担当者及び契約者の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (8) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約にて締結することができる契約は、契約担当課へ契約締結の依頼をする契約とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 書面で行うことが法令等で規定されているもの
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められるもの

第3条の2 市長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約の対象となる契約であるか否かを明示するものとする。

(電子契約サービスの運用及び管理)

第4条 契約担当課は、電子契約サービスの運用及び管理のため、次に掲げる事務を行う。

- (1) アカウントの設定及び変更

(2) パスワードの設定及び変更

(3) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に運用するために必要な事務

(パスワードの取扱い)

第5条 契約担当者は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(電子契約によることの意味確認)

第6条 契約担当者は、契約者からの電子契約利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約者に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

(電子契約サービスの利用方法)

第7条 電子契約の締結は、サービス提供事業者の提供する電子契約サービスを利用して行うこととする。

2 契約担当者及び契約者は、利用する電子契約サービスの利用方法に従って利用しなければならない。

3 電子署名は、契約者、契約担当者の順に行うこととする。

(変更契約)

第8条 契約担当者は、原契約が電子契約によるものか否かにかかわらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。

2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行うことができる。

(障害発生時の対応)

第9条 システム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合の契約の締結の方法は、紙媒体の契約書によることとする。

(電子契約書の保存)

第10条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(他の要綱等の読替え)

第11条 電子契約にて締結することができる契約については、他の要綱、要領その他の内規中「契約書」とあるのは「契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。）」と読み替

えて適用するものとする。

（電子契約書に関する特則）

第 12 条 電子契約書において、当該契約書中「この契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。」（その他これに類する文言を含む。）とあるのは、「この契約の締結の証として、当事者が電子署名を行い、各自当該電子契約書を保管する。」と読み替えるものとする。

（事故等の報告）

第 13 条 契約者は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、速やかに契約担当者に報告し、契約担当者の指示に従うものとする。

2 契約担当者は、前項の規定による連絡を受け、又は自ら電子契約サービスの障害を発見した際には、速やかにサービス提供事業者に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

電子契約利用申出書

年 月 日

日進市長 宛て

所 在 地	
商号又は名称	
代表者職氏名	

※入札参加資格名簿と同一の内容を記載してください。

下記の案件について、電子契約サービスを利用した契約締結を申し出ます。

記

1 対象案件（案件ごとに提出が必要です。）

案 件 名	
-------	--

2 利用するメールアドレス

メールアドレス	
---------	--

3 担当者

氏 名	
電 話 番 号	

4 アクセスコード（未記入不可・6 桁固定） 例：001234、123456

アクセスコード（半角数字 6 桁）						
-------------------	--	--	--	--	--	--

※アクセスコードとは、送信先メールアドレスの所有者と実際に署名する方が同一であることを確認するために、署名画面で入力を求めるパスワードのことです。任意の 6 桁の数字を記入していただき、署名時まで保管をお願いします。

【留意事項】

- ・本書は押印不要です。電子メールにて提出してください。
- ・電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件及び効力に相違はありません。
- ・本書を提出した場合の建設工事請負契約においては、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項及び 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

【提出先】 総務部 行政課 契約担当 メールアドレス：gyousei@city.nisshin.lg.jp